

## 災害救助法の適用基準について①

災害救助法の一部を改正する法律（平成30年法律第52号。以下「改正法」という。）による救助実施市制度の創設に伴う災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用基準への影響

○ 法の適用は災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号に定めている。

- 1号 : 市町村内で一定の滅失世帯数があること  
→ 救助実施市が創設されても適用に影響は生じない。
- 2号 : 都道府県内で一定の滅失世帯数があるとともに、市町村内で一定の滅失世帯数があること  
＜都道府県の一定地域（例：県南部や〇〇地域）にわたる災害を念頭にした基準＞  
→ 救助実施市人口を都道府県人口に包含するかどうかで、都道府県内の必要滅失世帯数に影響
- 3号前段：都道府県内で一定の滅失世帯数があるとともに、市町村内で一定の滅失世帯数があること  
＜都道府県内全域にわたる災害を念頭にした基準＞  
→ 救助実施市人口を都道府県人口に包含するかどうかで、都道府県内の必要滅失世帯数に影響
- 3号後段：災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情があること  
→ 救助実施市が創設されても適用に影響は生じない。
- 4号 : 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合  
→ 救助実施市が創設されても適用に影響は生じない。

○ 2号・3号前段の適用基準に救助実施市を含めるか否かについては、2つの考え方がある。

(第1案)

救助実施市は包括道府県の一地域であることは従来と変わらないことから、包括道府県人口に救助実施市人口を包含する。(従前の判断方法から変更はない)

(第2案)

救助実施市は包括道府県から独立した救助主体であることから、包括道府県人口から救助実施市人口を除く。  
(東京都と神奈川県の関係)

## 災害救助法の適用基準について②

都道府県の人口から指定都市の人口を除いた場合の別表第2・第4について

(人口は平成27年国勢調査時点)

都道府県	人口(a) (千人)	別表第2・第4 人口区分	指定都市	人口(b) (千人)	(a - b) (千人)	人口区分 の移動
北海道	5,382	エ	札幌市	1,952	3,430	×
宮城県	2,334	ウ	仙台市	1,082	1,252	イ
埼玉県	7,267	エ	さいたま市	1,264	6,003	×
千葉県	6,223	エ	千葉市	972	5,251	×
神奈川県	9,126	エ	横浜市	3,725	3,205	×
			川崎市	1,475		
			相模原市	721		
新潟県	2,304	ウ	新潟市	810	1,494	イ
静岡県	3,700	エ	静岡市	705	2,197	ウ
			浜松市	798		
愛知県	7,483	エ	名古屋市	2,296	5,187	×
京都府	2,610	ウ	京都市	1,475	1,135	イ
大阪府	8,839	エ	大阪市	2,691	5,309	×
			堺市	839		
兵庫県	5,535	エ	神戸市	1,537	3,998	×
岡山県	1,922	イ	岡山市	719	1,203	×
広島県	2,844	ウ	広島市	1,194	1,650	イ
福岡県	5,102	エ	北九州市	961	2,602	ウ
			福岡市	1,539		
熊本県	1,786	イ	熊本市	741	1,045	×

災害救助法施行令別表第2・第4

	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	
		別表第2	別表第4
ア	1,000,000人未満	1,000	5,000
イ	1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500	7,000
ウ	2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000	9,000
エ	3,000,000人以上	2,500	12,000

## 災害救助法の適用基準について③

2号の適用基準（都道府県の人口・住家滅失世帯数）に救助実施市を含めるか否かで、他の市町村への法の適用がどのように変わるか（人口は平成27年国勢調査時点。以下同じ。）

**（ケース1）宮城県の県北における豪雨により北上川・鳴瀬川が氾濫し、住家滅失世帯数が1,500となる災害が発生した場合**

### ○宮城県（人口2,333,899人）の市町村の被害状況

（※北上川・鳴瀬川を流域に含む自治体の人口で住家滅失世帯数を按分）  
（住家滅失世帯数）（法の適用）

- 石巻市（人口147,214人）：468 ⇒ 1号適用（1号基準…100）
- 登米市（人口81,959人）：260 ⇒ 1号適用（1号基準…80）
- 東松島市（人口39,503人）：125 ⇒ 1号適用（1号基準…60）
- 大崎市（人口133,391人）：424 ⇒ 1号適用（1号基準…100）
- 松島町（人口14,421人）：46 ⇒ 1号適用（1号基準…40）
- 色麻町（人口7,238人）：23 ⇒ **下記参照**（1号基準…40）  
（2号基準…20）
- 加美町（人口23,743人）：75 ⇒ 1号適用（1号基準…50）
- 美里町（人口24,852人）：79 ⇒ 1号適用（1号基準…50）

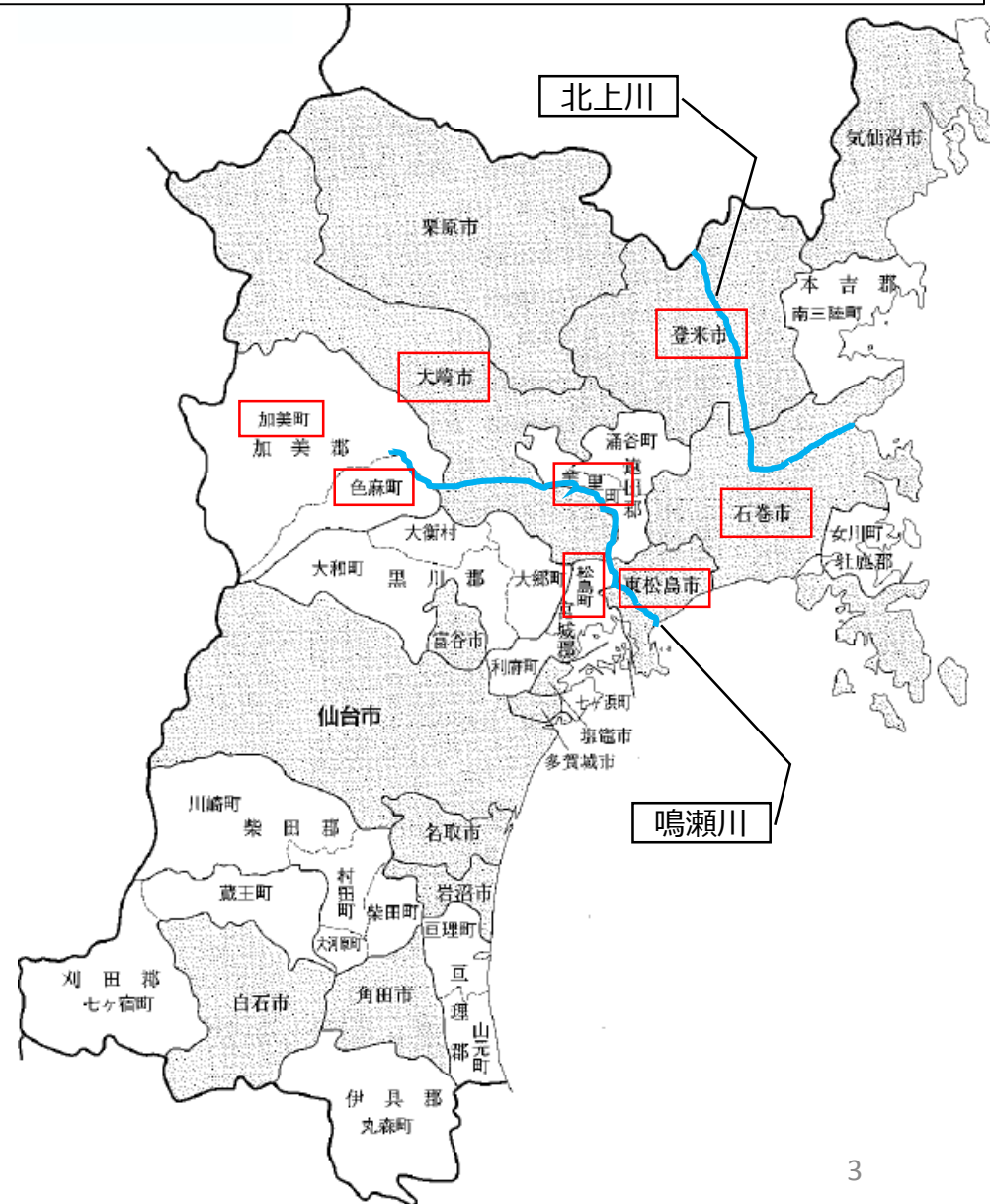
#### （1）適用基準の人口に救助実施市（仙台市）の人口を含める場合

宮城県の2号の適用基準：県全体で住家滅失世帯数が**2,000**  
⇒ **色麻町に2号適用は不可**

#### （2）適用基準の人口から救助実施市（仙台市）の人口を除く場合

宮城県（救助実施市を除く。人口1,251,740人）の2号の適用基準：  
県全体（救助実施市を除く。）で住家滅失世帯数が**1,500**  
⇒ **色麻町に2号適用が可能**

※ 仙台市の人口：1,082,159人



## 災害救助法の適用基準について④

2号の適用基準（都道府県の人口・住家滅失世帯数）に救助実施市を含めるか否かで、他の市町村への法の適用がどのように変わるか

**（ケース2）福岡県の県南における豪雨により筑後川・矢部川が氾濫し、住家滅失世帯数が2,000となる災害が発生した場合**

### ○福岡県（人口5,101,556人）の市町村の被害状況

（※筑後川・矢部川を流域を含む自治体の人口で住家滅失世帯数を按分）

（住家滅失世帯数）（法の適用）

●久留米市（人口304,552人）	: 930	⇒ 1号適用	（1号基準…150）
●柳川市（人口67,777人）	: 207	⇒ 1号適用	（1号基準…80）
●八女市（人口64,408人）	: 197	⇒ 1号適用	（1号基準…80）
●筑後市（人口48,339人）	: 148	⇒ 1号適用	（1号基準…60）
●大川市（人口34,838人）	: 106	⇒ 1号適用	（1号基準…60）
●うきは市（人口29,509人）	: 90	⇒ 1号適用	（1号基準…50）
●朝倉市（人口52,444人）	: 160	⇒ 1号適用	（1号基準…80）
●みやま市（人口38,139人）	: 116	⇒ 1号適用	（1号基準…60）
●大刀洗町（人口15,138人）	: 46	⇒ 下記参照	（1号基準…50） （2号基準…25）

#### （1）適用基準の人口に救助実施市（北九州市、福岡市）の人口を含める場合

福岡県の2号の適用基準：県全体で住家滅失世帯数が**2,500**

⇒ 大刀洗町に2号適用は不可

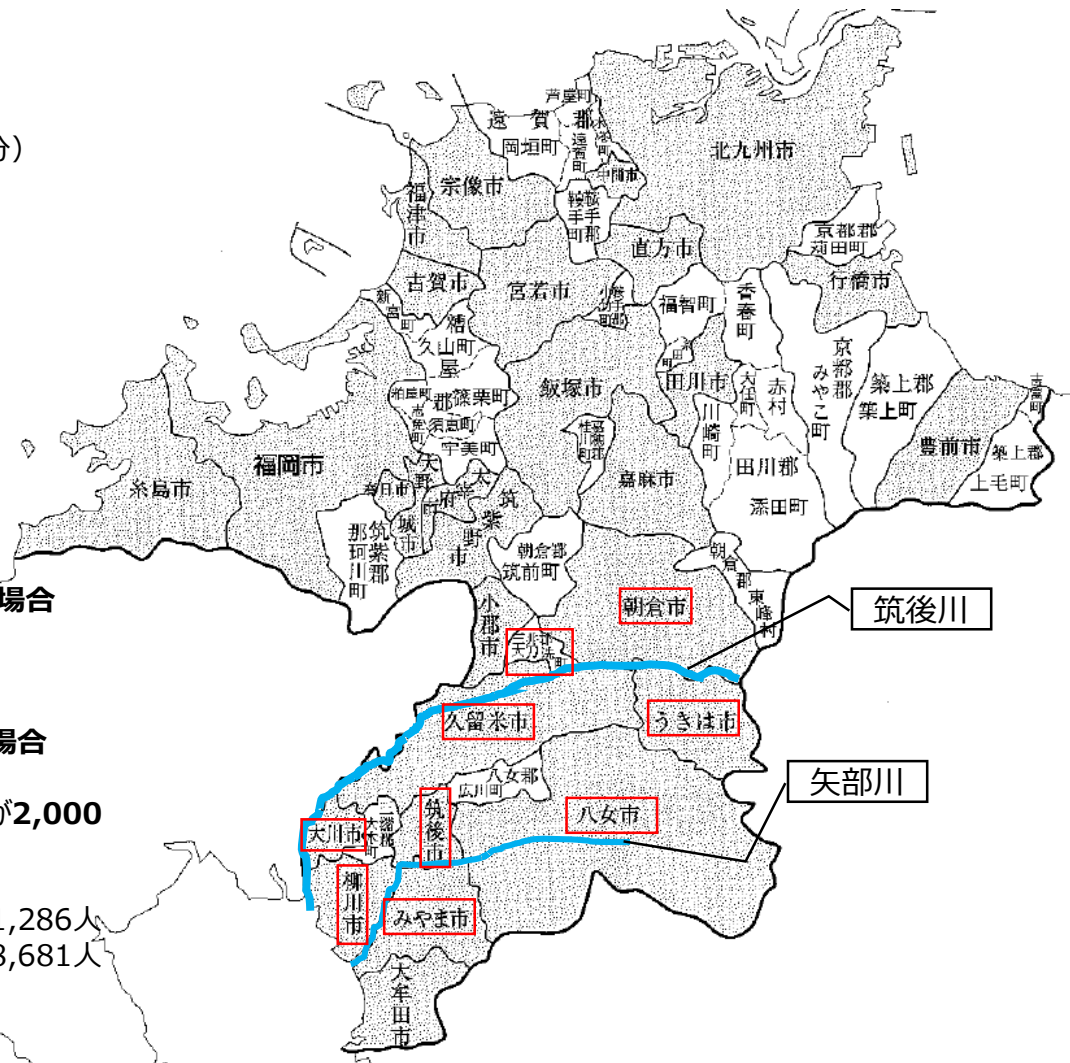
#### （2）適用基準の人口から救助実施市（北九州市、福岡市）の人口を除く場合

福岡県（救助実施市を除く。人口2,601,589人）の2号の適用基準：

県全体（救助実施市を除く。）で住家滅失世帯数が**2,000**

⇒ 大刀洗町に2号適用が可能

※ 北九州市の人口：961,286人  
福岡市の人口：1,538,681人





## 災害救助法の適用基準について⑤

2号の適用基準（都道府県の人口・住家滅失世帯数）に救助実施市を含めるか否かで、他の市町村への法の適用がどのように変わるか

**（ケース3）新潟県の県央における豪雨により信濃川が氾濫し、住家滅失世帯数が2,000となる災害が発生した場合**

### ○新潟県（人口2,304,264人）の市町村の被害状況

（※信濃川を流域に含む自治体の人口で住家滅失世帯数を按分）

（住家滅失世帯数）（法の適用）

●新潟市（人口810,157人）	: 1,153 ⇒	1号適用	（1号基準…150）
●長岡市（人口275,133人）	: 391 ⇒	1号適用	（1号基準…100）
●三条市（人口99,192人）	: 141 ⇒	1号適用	（1号基準…80）
●小千谷市（人口36,498人）	: 52 ⇒	下記参照	（1号基準…60） （2号基準…30）
●加茂市（人口27,852人）	: 40 ⇒	下記参照	（1号基準…50） （2号基準…25）
●十日町市（人口54,917人）	: 78 ⇒	下記参照	（1号基準…80） （2号基準…40）
●燕市（人口79,784人）	: 114 ⇒	1号適用	（1号基準…80）
●田上町（人口12,188人）	: 17 ⇒	適用不可	（1号基準…40） （2号基準…20）
●津南町（人口10,029人）	: 14 ⇒	適用不可	（1号基準…40） （2号基準…20）

#### （1）適用基準の人口に救助実施市（新潟市）の人口を含める場合

新潟県の2号の適用基準：県全体で住家滅失世帯数が2,000

⇒ 小千谷市・加茂市・十日町市に2号適用が可能

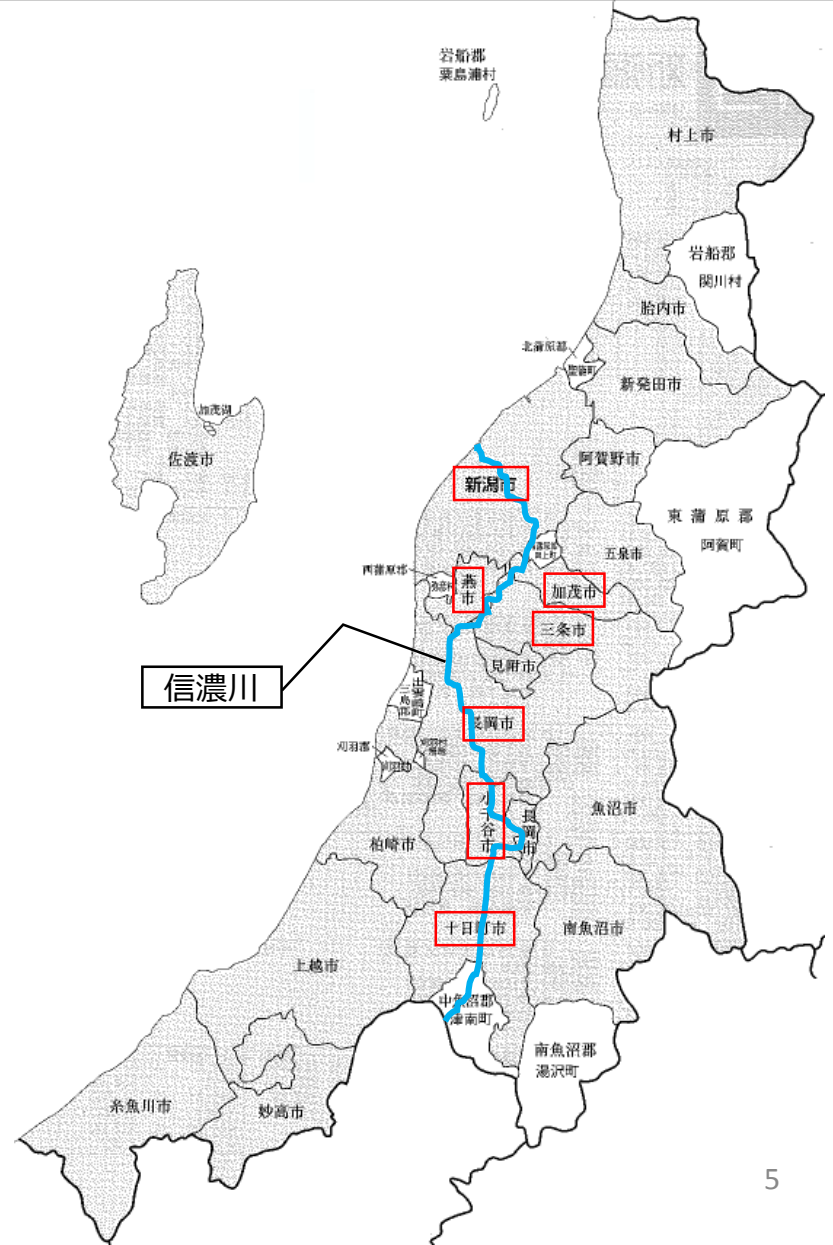
#### （2）適用基準の人口から救助実施市（新潟市）の人口を除く場合

新潟県（救助実施市を除く。人口1,494,107人）の2号の適用基準：

県全体（救助実施市を除く。）で住家滅失世帯数が1,500

⇒ 新潟市を除く県全体の住家滅失世帯数が847となり、

小千谷市・加茂市・十日町市に2号適用が不可



2号・3号前段の適用基準（都道府県の人口・住家減失世帯数）に救助実施市を含めるか否かの影響

● ケース1からケース3の結果から、災害の発生地域によってその影響は異なる。

※ 3号前段の適用基準についても同様のことが言える。

① 救助実施市以外の地域で災害が発生した場合

⇒ 2号・3号前段の適用基準の人口に救助実施市の人口を含める場合、法の適用の機会が**減少する**。

ex) ケース1・ケース2

② 救助実施市を含む地域で災害が発生した場合

⇒ 2号・3号前段の適用基準の人口に救助実施市の人口を含める場合、法の適用の機会が**増加する**。

ex) ケース3

● 2号・3号前段の適用基準の人口に救助実施市の人口を含める場合

○ 2号・3号前段による法の適用をするに当たり、包括道府県と救助実施市がどのように住家減失世帯数を共有するかという課題がある。

⇒ ・ 2号・3号前段の適用基準の人口から救助実施市の人口を除く場合、包括道府県は、救助実施市の被害状況に依らず、法の適用が可能。

● 2号・3号前段の適用基準の人口から救助実施市の人口を除く場合

○ 救助実施市を含む地域で災害が発生した場合、救助実施市は、1号基準に達しない場合、2号・3号前段による法の適用が不可能となる。

⇒ ・ 現行、神奈川県で大きな災害が発生した場合であっても、救助主体の異なる東京都に2号・3号前段による法の適用ができないことと同様の整理。

・ 指定都市は市の区域で1号基準に達しない場合でも、市の区（又は総合区）の区域を単位として、より小さい被害で1号による法の適用が可能。

## 災害救助法の適用基準について⑦

指定都市（救助実施市）における当該市の区（又は総合区）を用いた法の適用  
（指定都市の区域で住家滅失世帯数が1号基準に達しなくとも、火災など被害が特定地域に集中する場合、区での適用が可能）

### 札幌市の区における1号基準

（1号基準）

○札幌市（人口1,952,356人）	: 150
●中央区（人口237,627人）	: 100
●北区（人口285,321人）	: 100
●東区（人口261,912人）	: 100
●白石区（人口209,584人）	: 100
●豊平区（人口218,652人）	: 100
●南区（人口141,190人）	: 100
●西区（人口213,578人）	: 100
●厚別区（人口127,767人）	: 100
●手稲区（人口140,999人）	: 100
●清田区（人口115,726人）	: 100

### 堺市の区における1号基準

（1号基準）

○堺市（人口839,310人）	: 150
●堺区（人口148,205人）	: 100
●中区（人口124,543人）	: 100
●東区（人口85,189人）	: 80
●西区（人口135,746人）	: 100
●南区（人口147,626人）	: 80
●北区（人口158,845人）	: 80
●美原区（人口39,156人）	: 60

### さいたま市の区における1号基準

（1号基準）

○さいたま市（人口1,263,979人）	: 150
●西区（人口87,146人）	: 100
●北区（人口143,446人）	: 100
●大宮区（人口113,864人）	: 100
●見沼区（人口161,960人）	: 100
●中央区（人口98,762人）	: 80
●桜区（人口97,910人）	: 80
●浦和区（人口154,416人）	: 100
●南区（人口180,152人）	: 100
●緑区（人口116,522人）	: 100
●岩槻区（人口109,801人）	: 100

### 神戸市の区における1号基準

（1号基準）

○神戸市（人口1,537,272人）	: 150
●東灘区（人口213,634人）	: 100
●灘区（人口136,088人）	: 100
●兵庫区（人口106,956人）	: 100
●長田区（人口97,912人）	: 80
●須磨区（人口162,468人）	: 100
●垂水区（人口219,474人）	: 100
●北区（人口219,805人）	: 100
●中央区（人口135,153人）	: 100
●西区（人口245,782人）	: 100

# 災害救助法の適用状況

〔参考1〕

(平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度)

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成26年	7月9日	7月9日	長野県	南木曾町	平成26年台風第8号	4号
	7月14日	7月9日	山形県	南陽市		1号
	8月8日	8月3日	高知県	いの町	平成26年台風第12号	1号
	8月9日	8月9日	高知県	高知市、大豊町	平成26年台風第11号	4号
	8月10日	8月9日	高知県	四万十町		4号
	8月10日	8月9日	徳島県	那賀町		
	8月17日	8月17日	京都府	福知山市	平成26年8月15日からの大雨	4号
			兵庫県	丹波市		
	8月20日	8月20日	広島県	広島市	平成26年8月19日からの大雨	4号
	9月27日	9月27日	長野県	木曾町、王滝村	御嶽山噴火による被害	4号
	11月23日	11月22日	長野県	白馬村、小谷村、小川村	長野県神城断層地震	4号
12月9日	12月8日	徳島県	三好市、つるぎ町、東みよし町	12月5日からの大雪	4号	



年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準	
平成27年	5月29日	5月29日	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	口永良部島噴火	4号	
	9月10日	9月9日	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町	平成27年9月 関東・東北豪雨	4号	
	9月11日	9月9日	茨城県	守谷市、坂東市、つくばみらい市		4号	
	9月11日	9月9日	栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町		4号	
	9月12日	9月9日	栃木県	下都賀郡壬生町		4号	
	9月11日	9月10日	宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町		4号	
	9月30日	9月28日	沖縄県	八重山郡与那国町		平成27年台風第21号	4号

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成28年	4月15日	4月14日	熊本県	全市町村	平成28年熊本地震	4号
	8月31日	8月30日	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町	平成28年台風第10号	4号
	8月31日	8月30日	岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町		4号
	10月21日	10月21日	鳥取県	倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	平成28年鳥取県中部地震	4号
	10月24日			東伯郡三朝町		
	12月22日	12月22日	新潟県	糸魚川市	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	4号

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成29年	7月6日	7月5日	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村	平成29年7月九州北部豪雨	4号
	7月7日	7月5日		田川郡添田町		4号
	7月6日	7月5日	大分県	日田市、中津市		4号
	7月28日	7月22日	秋田県	大仙市	平成29年7月22日からの大雨	1号
	9月19日	9月17日	大分県	佐伯市、津久見市	平成29年台風第18号	1号
	10月26日	10月22日	三重県	伊勢市	平成29年台風第21号	1号
	10月27日	10月22日		度会郡玉城町		1号
	10月30日	10月22日	京都府	舞鶴市		1号
	10月27日	10月21日	和歌山県	新宮市		1号
	2月7日	2月6日	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	平成30年2月4日からの大雪	4号
	2月15日	2月13日		越前市		4号
	2月14日	2月14日	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	平成29年度豪雪	4号

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成30年	6月18日	6月18日	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町、	平成30年大阪府北部を震源とする地震	4号
	7月6日	7月6日	高知県	安芸市	平成30年7月豪雨	4号
	7月7日			長岡郡本山町		
	7月8日			香南市		
	7月8日	7月7日		宿毛市		
	7月8日	7月8日		土佐清水市、幡多郡三原村		
	7月11日			幡多郡大月町		
	7月6日	7月6日	鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町		4号
	7月7日			東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町		

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成30年	7月6日	7月5日	広島県	広島市、安芸郡坂町	平成30年7月豪雨	4号
	7月7日			呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町		
	7月31日			三次市、庄原市		
	7月7日	7月5日	岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町		4号
	7月8日			玉野市		
	7月9日	7月6日		小田郡矢掛町		1号
	7月7日	7月5日	京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹后市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町		4号



年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成30年	7月7日	7月5日	兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	平成30年7月豪雨	4号
		7月6日		姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町		
		7月7日		養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町		
	7月7日	7月5日	愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町		4号
	7月25日			八幡浜市		2号
	7月8日	7月6日	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村		4号
		7月8日		岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町		

年度	決定日	適用日	適用自治体名		災害の内容	適用基準
平成30年	7月12日	7月5日	福岡県	飯塚市	平成30年7月豪雨	1号
	8月10日			久留米市		
	7月12日	7月6日	島根県	江津市		1号
	7月19日			邑智郡川本町		
	7月13日	7月6日	山口県	岩国市		1号

## 1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15	50,000人以上 100,000人未満	40
5,000人以上 15,000人未満	20	100,000人以上 300,000人未満	50
15,000人以上 30,000人未満	25	300,000人以上	75
30,000人以上 50,000人未満	30		

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。  
(府令第1条)

## 2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

**多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合**であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- ・ **災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。**(府令第2条第1号)
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)